

ひろしま外国人材住まいサポート店制度要綱

令和8年8月1日

（目的）

第1条 本認定制度は、外国人材の入居に積極的に取り組む不動産事業者を「外国人材住まいサポート店」として認定し、公表することで、県内企業等が外国人材の住宅探しを円滑に行うことができる環境を整備することを目的とする。

（認定対象）

第2条 認定の対象となるものは、次の各号に掲げる不動産関係団体のいずれかに所属し、県内に事務所を設置している宅地建物取引業者とする。なお、知事が認める場合にはこの限りではない。

- （1）公益社団法人広島県宅地建物取引業協会
- （2）公益社団法人全日本不動産協会広島県本部
- （3）一般社団法人不動産流通経営協会中・四国支部
- （4）公益財団法人日本賃貸住宅管理協会広島県支部

（認定要件）

第3条 認定要件は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）外国人であることを理由に仲介の拒否をしないこと。また、仲介の条件を著しく不当なものにしないこと。
- （2）賃貸住宅等の大家に対し、外国人材を受入れるメリットや必要性などを説明し、理解を得るよう努めること。
- （3）外国人が言葉の壁や生活習慣の違いで困っている際は、受入企業等と協力し、地域に溶け込むようサポートを行うこと。
- （4）外国人に対応する際は、やさしい日本語や外国語での対応に努めること。
- （5）認定を受けた事務所であることを店頭掲示やホームページ等で公表すること。
- （6）県が開催するセミナーを受講するなど外国人の入居支援に関する情報収集に努めること。

（認定申請等）

第4条 認定を受けようとする申請者は、認定申請書（別記様式1）を次の各号に掲げる方法のいずれかにより、知事に申請することとする。

- （1）電子申請システム
- （2）電子メール

2 知事は、前項の申請について審査を行い、認定要件に適合すると判断できる場合にあっては認定し、その概要を公表することで、認定したことを通知したものとする。また、認定要件に適合しないと判断した場合にあっては、認定要件に適合しない旨を申請者対して通知するものとする。

3 前項の公表は、次の各号に掲げる内容を、県のホームページへ掲載することにより行う。

- (1) 店舗の名称
- (2) 認定を受けた事業者の所在地
- (3) 電話番号
- (4) 主な営業エリア
- (5) 多言語対応の内容

4 第2項の規定により認定された申請者は、認定要件に関わらない事項について変更する場合、変更後、すみやかに変更等届出書（別記様式2）により、知事に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、前条第2項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 認定要件に適合しなくなった場合
- (2) 申請者から、認定取消申出書（別記様式3）により認定取消しの申出があった場合
- (3) 苦情が複数寄せられるなど、知事が認定要件に適合していないと判断した場合
- (4) その他知事が認定を取り消す必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（別記様式4）により申請者に理由を付して通知するとともに、その旨を公表することができる。

（認定の更新）

第6条 「外国人材住まいサポート店」の認定期間は5年間とする。

2 知事は、認定を受けた事業者に対し、認定情報の更新の依頼を行うことができる。

3 認定された事業者は、知事からの更新依頼された場合は、更新届書（別記様式5号）より、知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。